

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。 みなおします。わたしの仕事、わたしの時間。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しており、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握するとともに、下記の事項について、適切な措置を講ずることが求められるものであり、また、使用者のみならず労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て労使が一体となった取り組みが行われることが重要です。

厚生労働省では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間と定め、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、労使をはじめとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

記

過重労働による健康障害を防止するために ※1

①時間外・休日労働時間の削減

◇時間外労働協定は、基準に適合したものとすることが必要です。※2

◇月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

◇休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

◇健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。

◇長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために ※3

◇労働時間適正把握基準※4を遵守しましょう。

◇職場風土を改革しましょう。

◇適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

◇労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

みなおします。
わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

11月
は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働・賃金不払残業をなくしましょう～

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日☎～11月30日☎
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

実施期間 11月1日(木)から11月30日(金)

期間中、職場の労働時間に関する情報を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

参考

- ※ 1 厚生労働省「[過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置](#)」
- ※ 2 厚生労働省「[労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準](#)」
- ※ 3 厚生労働省「[賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針](#)」
- ※ 4 厚生労働省「[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準](#)」